

# 公募伐採における桐生出張所の対応について

田子 肇

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 桐生出張所 (〒376-0004 群馬県桐生市小梅町1-7)

河川内の樹木は生態系の保全や景観形成に寄与する一方、日々の管理における視認性の阻害、出水時における河積阻害、流下物の捕捉等の発生要因となる恐れがあることから、伐採等による適切な管理が必要となる。他方、河川内樹木の伐採にあたっては、作業用道路等の準備と共に伐木後の樹木の積込・運搬、処分には多額の予算が必要となることから、十分な管理に至っていない場所も多数存在している。

このような背景を踏まえ、2017年度に個人を対象とした公募による伐採（公募伐採）を試行し、コスト面、運用面での課題が明らかになり、今後の展開にあたり、貴重な教訓を得た。

キーワード 河川内樹木、公募伐採の試行、コスト縮減

## 1. はじめに

近年、異常気象等により洪水が頻発しており、国民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしを実現するため、限られた予算や人員の中で、「効率的かつ効果的な維持管理」を継続して実施していくことが、重要な課題となっている。

河川の適切な維持管理の実施には、堤防の変状を早期に発見するための除草や洪水時の流下能力確保のための河川内樹木の伐採が必要不可欠である。

また、河川堤防における草本木の繁茂は、堤防を弱体化させ、有事の際に水防活動の支障となることも考えられ、河川内樹木は、防犯上の問題、不法投棄の温床となることも懸念される。

このため河川堤防の除草は現在、出水期前と出水期の年2回実施しているが、広大で長大な敷地を有する河川内樹木の伐採については、予算等の制約により必要最低限の実施となっているのが現状である。

以上の背景を踏まえ、渡良瀬川河川事務所では、2013年度より公募伐採を行っており、本稿は2017年度に実施した、渡良瀬川左岸50.6k付近（群馬県桐生市元宿町地先）の事例について報告するものである。



図-1 渡良瀬川左岸50.6K付近（群馬県桐生市）の状況

## 2. 公募伐採について

### (1) 公募伐採とは

河川内の樹木については従来、河川管理者のみで伐採・処分を実施していたが、伐採した樹木については、燃料、農業資材、木材加工、チップ加工等の有用な活用が期待できることから、コスト縮減と木材資源の有効活用を図る新たな試みとして、民間の方々に幅広く参加していただく事を目的として、個人を対象とした公募型による樹木の伐採を試行したものである。

試行内容としては、河川管理者が指定した箇所を応募者が伐採し、採取した樹木に関しては応募者が無償で

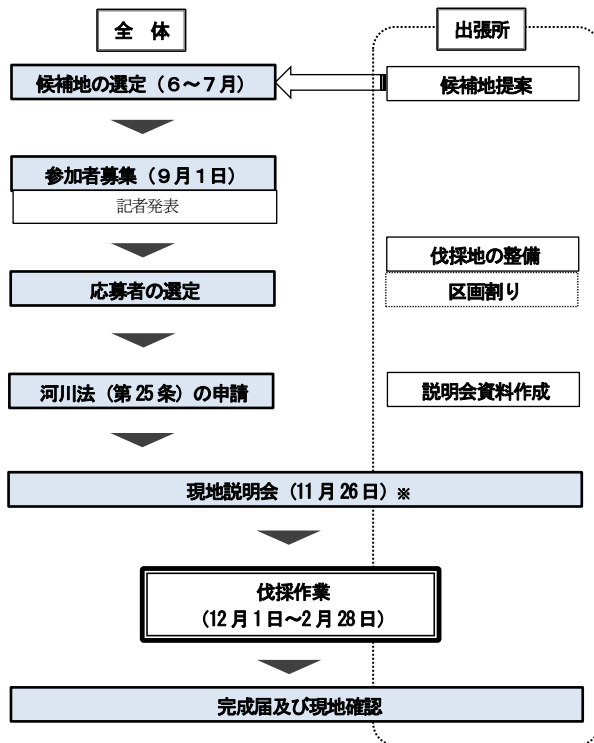
持ち帰り、各々利活用していただくものである。

なお、河川内樹木については河川の副産物にあたることから、河川法第25条「河川区域内の土地における土石その他の河川の副産物の採取の許可」に基づく許可手続きが事前に必要となる。

## (2) 公募伐採の流れと出張所の役割

公募伐採に係る全体の流れを図-2に示す。

また、出張所における役割は、候補地の提案や決定した伐採地の整備や区画割り及び伐採者への説明会の開催等、主に現場に関わる部分を担当している。



※：参加できなかった方を対象に11月28日、12月4日に説明会を開催

図-2 公募伐採実施フロー

## 3.河川内樹木と伐採の必要性について

### (1) 河川内樹木について

今回選定した候補地における草本木は、主にヤナギ、ハリエンジュ（ニセアカシア）、オギ、ツルヨシ群落からなる。

このうちハリエンジュは、北米原産のマメ科ハリエンジュ属の落葉高木であり、明治期に渡来し、樹高は20mを越え、きれいな花が咲くことから観賞用として利用されたほか、緑化資材、薪炭材、食用とされた。一方、繁殖力が強く、根から多数の根萌芽（ひこばえ）が出ることや、切り株からの萌芽力（ほうがりよく）が極めて高いことから、「生態系被害防止外来種リスト（環境省、

農林水産省）」において、産業管理外来種とされており、適切な管理が必要な産業上重要な外来種として位置づけられている。

### (2) 伐採の必要性

ハリエンジュは外来種であるとともに繁殖力が強いことから、侵入により他の植生に優先し、植物相に大きな変化をもたらしている。

また、河川管理上も支障となることから、適宜伐採するとともに、NPO団体の協力を得て新芽部分の刈取り等を実施しているが、対象範囲が広いことから、今後も計画的に継続して進めることが必要となっている。

## 4. 桐生出張所における対応について

### (1) 候補地の選定条件

伐採候補地の選定にあたっては、以下の条件を考慮し、事務所管理課との現地確認を経て選定している。

- (a) 河川区域内の国交省用地（官地）
- (b) 保安林指定
- (c) 河川管理上の支障
- (d) 現地へのアクセス性
- (e) 場内整備の難易度
- (f) 安全な作業空間確保
- (g) 支川は対象外

### (2) 候補地の提案

候補地の抽出は、上述の選定条件を満足する箇所とし、渡良瀬川左岸50.6K付近及び右岸45.8K付近の二箇所が候補地となった。その結果、右岸45.8K付近は、伐採後の樹木の搬出において、桐生市が占有する河川敷の公園（松原橋公園）を横断する必要が生じることや今回の搬出は、民間の許可受け者自らの実施となることから、選定条件(f)の安全に作業が可能か懸念されたため、候補地から除外した。



図-3 候補箇所現地状況写真

### (3) 伐採地の整備

伐採に伴い必要となる進入路の整備並びに伐採地における下草刈りを行った。

また、当該箇所は不法投棄等の防止対策として、車の

進入を防止してきた箇所であることから、伐採者以外の進入を防止するため、出入口を1箇所とし、チェーンと鍵で管理した。



図-4 出入口の整備前後の様子

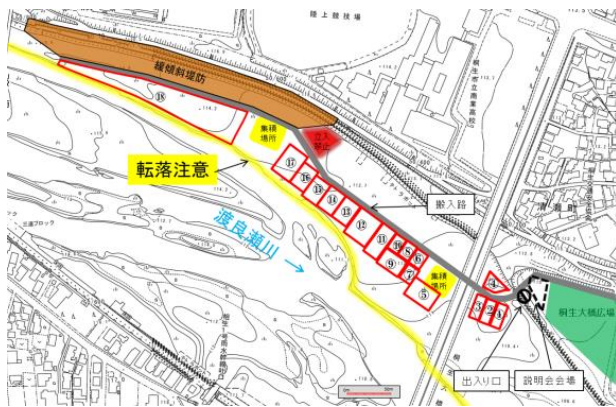


図-5 進入路整備状況と整備後の様子

#### (4) 区画割り

今回の伐採者数は18名であり、希望する必要面積は10から3,000㎡までと幅広い。

このため、総面積6,470㎡について、小、中、大、特大の4区画に分け、各々現地にテープと看板を用いて区画の明示を行った。



	必要面積m <sup>2</sup>	区画種類
1	10	小区面 ①～⑩
2	30	
3	50	
4	50	
5	100	
6	100	
7	100	
8	100	
9	100	
10	200	
11	280	中区面 ⑪、⑬～⑯
12	300	
13	300	
14	350	
15	400	大区面 (12、17)
16	500	
17	500	
18	3,000	
		特大区面 (18)



図-6 区画割り内訳と現地区画明示の様子

また、最終的な区画の割り当ては、公平性を期すため、くじ引きにより行った。

#### (5) 説明会資料作成・実施

11月26日に現地で事前説明会を実施し、出入口の鍵の貸与と共に伐採地全体の区画割り図及び現地作業上の注意事項を配布し、細かい説明を行った。

また、参加できなかった方については、改めて説明会を開催し、安全周知に努めた。

平成29年11月26日

## 現地作業上の注意事項

1. 公募型樹木等採取説明資料を遵守してください。
2. 全ての作業等における自損事故、第三者への加害に対する損害賠償等は全て自己責任となります。十分に注意を図り、無理な作業はせず、安全に行ってください。
3. 伐木作業は、隣接する区画の方に「声かけ」を必ず行い、倒木の方向等を考慮し、お互いの安全を確認しながら、安全作業を行ってください。
4. 割り当てられた区画で採取しない立木はそのままにしてください。  
また、割り当てられた区画で採取量に不足がある場合は、桐生出張所へ申し出てください。
5. 不要な枝等は、原則、採取範囲上下流の「集積場所」に集積願います。
6. 作業時間については、夜間を禁止とします。
7. 出入り口付近は、桐生大橋広場になっています。また、堤防天端もサイクリング、ジョギング、散歩等の利用者がいますので、通行の際には、利用者に十分注意し、安全の確保に努めてください。
8. 出入り口(バリアード)のカギは貸与します。全作業終了後にご返却ください。また、日々の入場・退場時には、カギを必ずかけてください。  
(不法投棄防止及び一般人場の規制等)
9. 不法投棄や不審車両等を目撃した際は、桐生出張所にご連絡ください。  
(桐生出張所 電話0277-44-3724)
10. 最近、イノシシの出没が見られますので、十分にご注意願います。

1. 1. 作業が終了された方は、「工事完成届」を桐生出張所に提出してください。  
また、追加伐採及び縮減がある場合は、桐生出張所に申し出てください。
1. 2. 以上の現地作業上の注意事項について、守れない方は作業を中止していただく場合があります。

図-7 伐採者へ配布した現地作業上の注意事項

#### (6) 伐採作業について

伐採作業は、申請書に基づき12月1日から行われ、2月28日までに全区画の伐採が終了した。



図-8 伐採作業の様子

#### (7) 完了届けの受理・現地確認

伐採作業終了後は、工事完成届(図-9)を出張所で受

理し、現地確認終了後、事務所管理課へ提出する手続きとした。

完成届提出後の現地確認において、片付け未了箇所、樹木残存等が一部見受けられた。

また、伐採終了時期の設定が伐採者の任意であったことも、現地確認作業の複雑さの原因となったものと思われる。

工 事 完 成 届	
平成 年 月 日	
関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 殿	
住所 ○○県○○市○○○	
氏名 ○○ ○○ 参	
平成29年11月28日付け渡管許第 号の2で許可を受けました樹木の伐採については、下記のとおり工事が完成しましたので許可条件第5条の規定に基づき、工事完成検査をお願いいたします。	
記	
1 河川の名称	利根川水系 渡良瀬川 左岸 50.2kmから 50.8km付近
2 目的	河川の産出物(樹木)採取
3 場所	群馬県桐生市元宿町地先
4 工期	平成29年12月1日から 平成○○年 ○月○○日まで
5 完成年月日	平成 年 月 日
6 その他	

図-9 工事完成届



図-10 残存樹木の認められる区画の例

## 5. 伐採者の意見

伐採者への聞き取り調査で得られた主な意見は、以下の二点に集約される。

- (a) 十分な作業空間(荷積み、荷卸し)が確保されていない。
- (b) 動線計画が分かりにくい。

## 6. コスト縮減

今回の伐採面積(6,470㎡)を従来手法で実施した場合の経費は約150万円と見積もられた。

伐木除根工 : 約122万円  
(10本/100㎡未満, 運搬距離10km未満)  
伐木処分費 : 約28万円  
(幹枝葉及び根株)

合計 : 150万円(直接工事費)

※今回処分量は確認出来ないため、他の工事実績からの推定値。

また、別途、伐採地の整備費に約70万円を要しているが、当該作業は従来手法でも必要となることから、コスト縮減額は伐採木の除根、処分に係る経費としての約150万円と算出される。

## 7. 公募伐採の継続的实施に向けた改善案

公募伐採の試行を通じて、明らかになった問題点を以下に示す。

### (a) 箇所の選定

伐採対象木は、季節によってその様相が大きく異なることから、事前の現地踏査において、概略の密度や幹径等についても確認が必要。

### (b) 区画割り

アクセス、作業のし易さ、安全性等を考慮した伐採区画及び進入路の配置計画、動線計画の策定が必要。

### (c) 伐採後の確認

完了届けの受理の前に確認が必要。

### (d) コスト縮減

大規模な進入路の新設等が必要な場合も想定されることから、管内工事用道路の利用等工夫が必要。

## 8. おわりに

今回の試行は、申請者のご理解、ご協力により、大きな問題もなく、河川内の樹木の伐採を実施することが出来た。

なお、河道内には未だ多くの樹木の繁茂がみられ、特にハリエンジュについては、根萌芽等からの成長を踏まえ、継続的な対応が不可欠である。試行により得られた貴重な教訓を踏まえ、今後も計画的に継続性のある樹木管理を適切に実施することにより、良好な河川環境の形成及び安全・安心・安らぎのある暮らしに寄与する河川管理を目指す所存である。